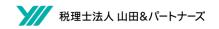


平成28年度 税制改正解説 消費税~軽減税率制度の導入①



1. 改正の概要

- 次の課税資産の譲渡等について消費税の軽減税率が適用されます。
 - ①飲食料品の譲渡(酒類及び外食サービスを除く。)
 - ②定期購読契約が締結された新聞※の譲渡
- 軽減税率は8%(国税6.24%、地方税1.76%)となります。
- ※定期購読契約が締結された新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会事実を 掲載する週2回以上発行される新聞に限る。
- ○平成29年4月1日以後から行う課税資産の譲渡等について適用される。

【 軽減税率の対象となる飲食料品の譲渡 】

食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除く)の譲渡(外食サービスを除く)が軽減税率の対象となります。



(出典)財務省HP資料を編集

※飲食料品と飲食料品以外の資産が一体となっている資産(おもちゃ付きお菓子等の一体商品)については、 一定金額以下の少額の資産であって、主たる部分が飲食料品から構成されているものに限り、全体を飲食料品として軽減税率を適用する。



平成28年度 税制改正解説 消費税~軽減税率制度の導入②



【 外食サービスの定義 】

食品衛生法上の飲食店営業、喫茶店営業その他の食事の提供を行う事業を営む事業者が、

一定の飲食設備のある場所等において行う食事の提供をいう。

軽減税率の対象(「外食」に当たらない)	軽減税率の対象外(「外食」に当たる)
テイクアウト・持ち帰り・宅配	外食・イートイン
①「一定の飲食設備のある場所において行う」ものではないもの ・牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト ・そば屋の出前 ・ピザの宅配 ・屋台での軽食(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合) ・寿司屋のお土産 ②「食事の提供」に当たらないもの ・コンビニの弁当・惣菜(イートインコーナーがある場合でも、持帰り可能な状態で販売されている場合は軽減税率)	・牛丼屋・ハンバーガー店での <u>店内飲食</u> ・そば屋の <u>店内飲食</u> ・ピザ屋の <u>店内飲食</u> ・フードコートでの飲食 ・寿司屋での <u>店内飲食</u> ・コンビニのイートインコーナーでの飲食を前提に提供される飲食料品(例:返却の必要がある食器に盛られた食品等)・ケータリング・出張料理

(出典)財務省HP資料を編集

2. 実務上の留意点

- ・標準税率対象取引(10%)と軽減税率対象取引(8%)との区分方法について経理やレジシステムの変更等を検討する必要がある。
- ・基準期間における課税売上高が5,000万円以下である軽減対象課税資産の譲渡を行う事業者である場合には、

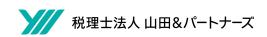
簡便な計算方法(具体的には、「インボイス方式導入までの経過措置」参照)が認められる。

3. 今後の注目点

・軽減税率の適用を受ける範囲の詳細。



平成28年度 税制改正解説 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入①



1. 改正の概要

- 適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)の導入(平成33年4月1日~)
- ① 複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式が導入されます。
- ② 免税事業者は適格請求書等を発行することができず、免税事業者からの課税仕入れについては、仕入税額控除の適用を 受けられないこととなります(取引先対象から免税事業者が除外される恐れがあるため、平成33年4月1日から平成39年3月31日までは、一定の計算により仕入税額控除の適用を認める経過措置あり)。
- 適格請求書等保存方式が導入されるまでの経過措置(平成29年4月1日~平成33年3月31日)
- ① 当面の執行可能性に配慮し、適格請求書等保存方式の導入までは、「区分記載請求書等保存方式」により運用されます。
- ② 複数税率に対応した区分経理が困難な中小事業者や、システム整備が間に合わない事業者等がいることも想定し、税額計算の特例措置が設けられます。

2. 実務上の留意点

- 事業者は複数税率に対応した商品管理や請求書の発行、区分経理が必要となる。
- 経過措置(平成29年4月1日~平成33年3月31日まで)で認められる税額計算の特例の内容確認及び適用検討。

3. 今後の注目点

・税制改正大綱に記載のある「平成28年度税制改正法案で規定される法制上の措置その他必要な措置」(大綱P13)の内容



平成28年度 税制改正解説 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入②



【 適格請求書等保存方式の概要(平成33年4月1日~)】

仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「適格請求書発行事業者(仮称)」から交付を受けた「適格請求書(仮称)」の保存 が必要となります。

(1)適格請求書発行事業者登録制度

免税事業者以外の事業者は、税務署長に申請書を提出し(申請受付は平成31年4月1日か ら開始)、適格請求書の交付ができる「適格請求書発行事業者」として登録しなければなりま せん。適格請求書発行事業者は、インターネットを通じて氏名又は名称及び登録番号等が公 表されます。

(2)「適格請求書」の記載事項

請求書や納品書等に次の事項を記載しなければなりません。

- イ 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ロ 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ハ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、その旨)
- 二 課税資産の譲渡等に係る税抜価額 又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ホ 消費税額等
- へ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格請求書等保存方式導入後の税額の計算方法(イメージ) 】

【 仕入に係る税額の計算 】

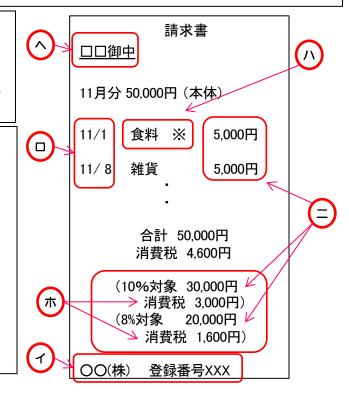
- ①適格請求書の税額の「積上げ計算」(原則)
 - 3,000円 + 1,600円 = 4,600円
- ②税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」

(売上を「積上げ計算」の方法により計算していない場合にのみ適用できる)

33,000円×10/110+21,600円×8/108=4,600円

の不特定かつ多数の者と取引を行 う場合には、「適格簡易請求書」の 交付も認められます。

※小売業、飲食業、タクシー業など



【 売上に係る税額の計算 】 ①と②の選択

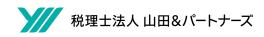
- ① 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」(原則) 33,000円×10/110+21,600円×8/108=4,600円
- ② 適格請求書の税額の「積上げ計算」

(適格請求書等の保存が要件)

3.000円 + 1.600円 = 4.600円

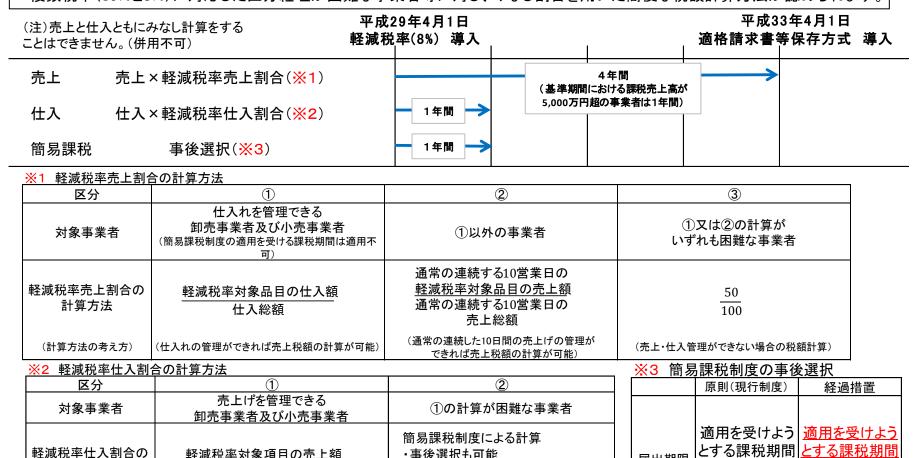


平成28年度 税制改正解説 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入③



適格請求書等保存方式導入までの間の税額計算の特例(経過措置)(平成29年4月1日~平成33年3月31日)】

複数税率(10%と8%)に対応した区分経理が困難な事業者等に対し、みなし割合を用いた簡便な税額計算方法が認められます。



事後選択も可能

税制度の準用可能

•中小事業者(※4)以外も簡易課

(売上・仕入管理ができない場合には

簡易課税制度により計算が可能)

中小事業者とは基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

届出期限

の前課税期間

の末日

計算方法

(計算方法の考え方)

軽減税率対象項目の売上額

売上総額

(売上げの管理ができれば仕入税額の計算が可能)

の末日

(事後選択)



平成28年度 税制改正解説 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入④

請求書

2.700円

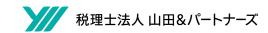
2.750円

11月分 43.700円 (税込)

〇〇御中

11/8 雑貨

11/1 食料品※





【改正前】

【平成29年4月1日~平成33年3月31日】 区分記載請求書等保存方式(経過措置)

請求書(控)

11月分 54.600円(税込)

5.400円

5.500円

□□御中

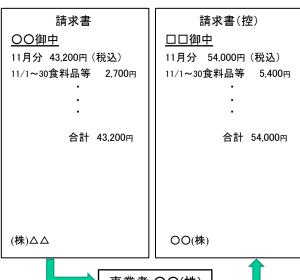
11/8 雑貨

11/1 食料品※

【 平成33年4月1日以後 】 適格請求書等保存方式

請求書(控)

□□御中







[請求書の記載事項]

- 請求書発行者の氏名又は名称
- •取引年月日
- ・取引の内容
- 対価の額
- 請求書受領者の氏名又は名称

[請求書の交付]

- 交付義務なし
- 免税事業者も交付可 (免税業者からの仕入税額控除可)

合計 43.700円 合計 54.600円 (10%対象 27,500円) (10%対象 33,000円) (8%対象 16.200円) (8%対象 21.600円) 注)※印は軽減税率(8%)適用商品 注)※印は軽減税率(8%)適用商品 →記載が必要 →記載が必要 00(株) (株)△△

[請求書の記載事項]

改正前の記載事項に加えて

- ・「軽減対象課税資産の譲渡等である旨」※
- 「税率の異なるごとに合計した対価の額」※
- ※請求書等の交付を受けた事業者が 事実に基づき追記することが認められる。

[請求書の交付(改正前と同じ)]

- 交付義務なし
- 免税事業者も交付可 (免税業者からの仕入税額控除可)

11月分 40.000円 (本体) 11月分 50.000円 (本体) 11/1 食料品※ 2.500_円 11/1 食料品※ 5.000円 11/8 雑貨 2.500円 11/8雑貨 5.000円 合計 40.000円 合計 50.000円 消費税 3,700円 消費税 4.600円 (10%対象 25.000円 (10%対象 30.000円 消費税 3.000m) 消費税 2.500m) (8%対象 15.000円 (8%対象 20.000円 消費税 1.200円) 消費税1.600m) (株)△△ 登録番号XXX 〇〇(株) 登録番号XXX 事業者 〇〇(株) 【什入】 【売上】

[請求書(控)の記載事項]

請求書

〇〇御中

改正前及び左記の記載事項に加えて

- 適格請求書発行事業者※の登録番号
- 税抜価額又は税率毎の税込価額の合計額及び適用税率等
- 消費税額等

[請求書の交付]

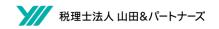
- ・交付義務あり・不正交付の罰則あり
- 免税事業者の交付不可

(免税業者からの仕入税額控除不可※)

※ただし、一定期間、免税事業者からの仕入税額控除可と する経過措置あり



平成28年度 税制改正解説 車体課税改正の概要



1. 改正の概要

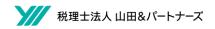
・環境性能の優れた自動車等の普及を図るため、車体課税について抜本的見直しが行われました。

【車体課税の改正の概要】

区	分	税目	課税時期	税額	平成28年度改正の概要	
国 税		自動車重量税	車検時等	車種・車検期間・ 重量に応じ決定	〇改正点なし (燃費性能がより優れた自動車の普及を継続的に促す構造を確立 する観点から、平成27年度与党税制改正大綱に沿って検討を行い、 平成29年度税制改正において具体的な結論を得る予定)	
地方税	都道府県税	自動車取得税	取得時	取得価額×税率	〇平成29年3月31日をもって廃止	
		自動車税	取得時	取得価額×税率	〇環境性能割(仮称)を新設 (平成29年4月1日以後に取得する自動車等について適用)	
			毎年4月1日	車種等に応じ決定	〇自動車税のグリーン化特例の見直し及び延長	
	市町村税	軽自動車税	取得時	取得価額×税率	〇環境性能割(仮称)を新設 (平成29年4月1日以後に取得する自動車等について適用)	
			毎年4月1日	車種および用途等 に応じ決定	〇軽自動車税のグリーン化特例の延長	



平成28年度 税制改正解説 消費税~輸出物品販売場制度の見直し



1. 改正の概要

(免税制度の拡充)

- ・免税販売の対象となる下限額が5千円以上に引き下げられます。(※1)
- ・輸出物品販売場(免税店)における外国人旅行者に対する免税販売の方法が一部簡素化されます。(※2)
- ・手続委託型輸出物品販売場の設置が緩和されます。(※3)

(免税対象物品からの除外)

- 免税対象物品から金又は白金の地金が除外されます。
- ○免税制度の拡充:平成28年5月1日以後に行われる課税資産の譲渡等又は輸出物品販売場の許可申請について適用される。
- <u>○免税対象物品からの除外:平成28年4月1日以後に行う課税資産の譲渡等について適用される。</u>
 - ※1 免税対象金額の引き下げ

内容	改正前	改正案
①一般物品(消耗品以外の一定の物品)	1万円超	5千円以上
②消耗品(食品類、飲料類、薬品類等)	5千円超	5千円以上

※2 免税販売方法の簡素化

内容	改正前	改正案
①購入記録票の作成	必須	免税店で輸出に係る運送手続き をとることにより免除
②購入者誓約書の保存	紙による保存	電磁的記録の保存も可

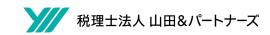
※3 大規模小売店舗を設置している者が商店街復興組合等の組合員である場合には、これらの地区又は地域を一の特定商業施設として、 手続委託型輸出物品販売場の設置が認められる。

2. 実務上の留意点

・購入記録票の作成省略により免税店での事務負担が軽減される(購入者誓約書の保存は必要)。



平成28年度 税制改正解説 消費税の内外判定の見直し



1. 改正の概要

- ・ 電気通信利用役務の提供(注1)に係る消費税の国内取引の判定ついては、役務の提供を受ける者の住所地や本店所在地等により 行います(注2)が、事業者向けの電気通信利用役務の提供(注3)に係る国内取引の判定については、下記のとおり見直しが行われます。
 - ① 国内に本店を有する事業者が、国外支店等で受ける事業者向け電気通信利用役務の提供

【改正前】 国内に本店があるため国内取引として課税対象(注4)

【改正案】 当該役務の提供のうち国外において行う資産の譲渡等にのみ要するもの(注5)は国外取引として課税対象外

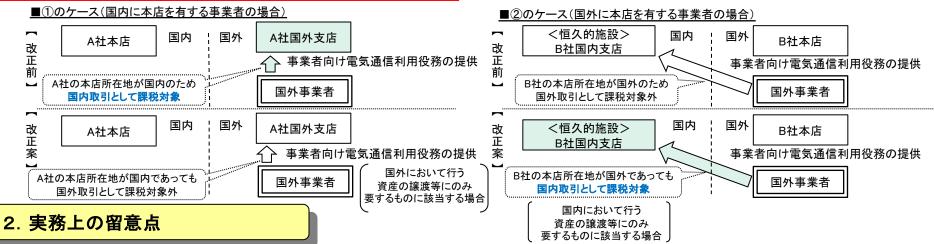
② 国外に本店を有する事業者が国内の恒久的施設(日本支店等)において受ける事業者向け電気通信利用役務の提供

【改正前】 国外に本店があるため国外取引として課税対象外

【改正案】 当該役務の提供のうち国内において行う資産の譲渡等にのみ要するもの(注5)は国内取引として課税対象

- (注1) 電気通信利用役務の提供とは、インターネット等を介して行われる電子書籍、音楽、映像、ゲームまたは広告の配信などの役務の提供をいいます。
- (注2) 当該判定基準は平成27年度税制改正事項であり、平成27年10月1日以後行われる電気通信利用役務の提供から適用されています。
- (注3) 国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうちその役務の性質等からその役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいいます。
- (注4) 特定仕入れとして役務提供を受ける者である国内事業者が消費税の納税義務を負います(いわゆるリバースチャージ方式)。
- (注5) ①の場合には国外で販売される商品に関する広告の配信など、②の場合には国内で販売される商品に関する広告の配信などが想定されると考えます。

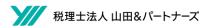
○平成29年1月1日以後に行われる特定仕入れについて適用される。



①のケースは、国外事業者から受ける当該役務が、国外において行う資産の譲渡等にのみ要するものかどうかの判断が必要となる。



平成28年度 税制改正解説 消費税~高額資産を取得等した場合の特例措置①



1. 改正の概要

・高額資産の仕入れ等(※1)を行った場合には、下記の各課税期間は、事業者免税点制度及び簡易課税制度は適用できません。

「高額資産(※2)の仕入れ等の日の属する課税期間」から

「その課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間」まで

- (※1) 事業者(免税事業者を除く)が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に行う、国内における高額資産の課税仕入れ 又は高額資産の保税地域からの引き取りをいいます。
- (※2)「高額資産」とは一取引単位につき、支払対価の額が税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。
- ・自ら資産を建設等した場合には、下記の各課税期間は、事業者免税点制度及び簡易課税制度は適用できません。

「建設等に要した費用の額が税抜1,000万円以上となった日の属する課税期間」から

「その建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間」まで

<u>〇平成28年4月1日以後に国内で高額資産の仕入れ等を行った場合について適用される。</u> <u>(ただし、平成27年12月31日までに締結した契約に基づく平成28年4月1日以後の高額資産の仕入れ等は除く)</u>

2. 実務上の留意点

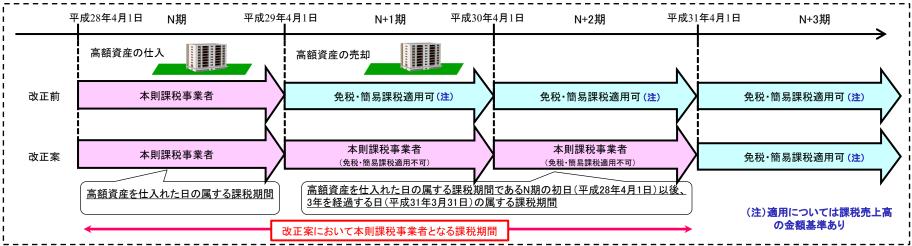
・改正前は、例えば当期に高額資産の購入等により本則課税による仕入税額控除を利用し、翌期は簡易課税制度の適用を受け、 当該高額資産の売却等に係る消費税について、簡易課税によるみなし仕入税額控除を利用することが可能であった。 会計検査院から指摘があった、PFI事業・特別目的会社における、こうした簡易課税制度を利用したスキーム防止の必要から、 改正されることとなったが、税制改正大綱案では、PFI事業・特別目的会社に限定されておらず、一般事業者も改正の対象となる。



平成28年度 税制改正解説 消費税~高額資産を取得等した場合の特例措置②



ケース1(高額資産の仕入の場合)



ケース2(自ら建設等する場合)

